

## 非稼働病棟を有する医療機関への対応について

## 「地域医療構想の進め方について」(H30.2.7 医政地発 0207 第 1 号)

## 1 地域医療構想調整会議の進め方について

## (1) 地域医療構想調整会議の協議事項

## イ. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

## 1 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関の対応について

## (1) 当該医療機関に地域医療構想調整会議へ出席し、以下の説明を求める

- ・ 病棟を稼働していない理由
- ・ 今後の運用見通しに関する計画

## (2) 病棟維持の必要性が乏しいと考えられる場合

都道府県は速やかに都道府県医療審議会の意見を聞き、非稼働の病床数の範囲内で病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令（公的医療機関等を対象）または要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）する。

## (3) 病床がすべて稼働していない病棟を再稼働しようとする場合

医療従事者の確保に係る方針、構想区域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論する。

## 2 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への確認事項（案）

項目	内容
非稼働の期間	H○年～
非稼働の理由	医師不足、看護師不足、患者の減少、施設の老朽化 後継者がいない、その他
病棟再開の予定	あり → 医療従事者を確保して再開 施設の改修等により再開 経営を譲渡 その他  廃止予定 再開・廃止の時期 → 1年以内・1～3年以内・3～7年以内・7年以上 未定
病棟再開の場合の医療機能	高度急性期・急性期・回復期・慢性期